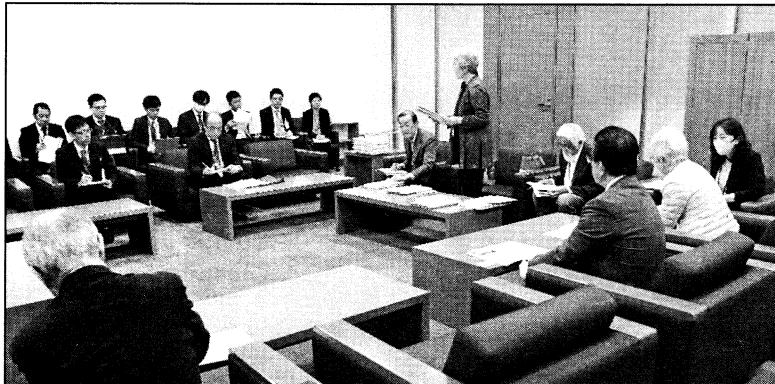


瀬戸内トラストニュース

第82号 2024年2月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 Tel & fax 086-243-2927

2023.12.12 瀬戸内法50年プロジェクト 環境・農水・国交三省に「未来への提言」を提出・交渉



2023.12.12 衆議院第二議員会館で「提言」を提出そして交渉
写真はいずれも JAWAN 事務局長・中山敏則さん提供



瀬戸内法施行50年、2023年はまさに節目の年。環瀬戸は22年11月から瀬戸内海沿岸の漁業組合に対する書面アンケートそして面談による聞き取り調査、自治体環境・水産部局へのアンケートを進めてきました。それらをまとめた報告書を基に議論を重ね、「未来への提言」を作成しました。近藤昭一衆院議員のご仲介で12月12日、環境・国交・農水三省及び沿岸各自治体への提案を「未来への提言」として提出、三省との要請交渉に臨みました。

世界に類のない生物多様性と生物生産性を誇る瀬戸内海だが、1985年をピークに、漁獲高は減少の

一途を辿ってきました。生物多様性の観点から瀬戸内海が抱える課題を明らかにし、生物多様性の保全と漁獲高の減少に歯止めをかけるために、行政が果たすべき役割を提案しました。

このような瀬戸内海沿岸海域での広範な調査は今後の施策立案のため、そもそも環境省や農水省が率先して果たすべき作業のはずです。

交渉に出席した三省の担当者も、さぞかし驚いたのではないか？しかも一環境市民団体が調査のみならず「未来への提言」までまとめ上げたとは、想定外だったのではなかったでしょうか？

目 次

環境・農水・国交三省に提出した瀬戸内法50年プロジェクト「未来への提言」	2~5	
資料:「未来への提言」に対する環境・農水・国交三省からの回答	6~7	
新聞が伝える環境・国交・農水三省交渉への要請交渉	2023.12.13 付中國・愛媛新聞	8
10月2日瀬戸内法50年シンポ神戸市で開催	2023.10.14 付毎日新聞岡山版	9
《岡山県》瀬戸内法50年プロジェクト、自治体アンケートで再質問	西井弥生	10~11
《広島県》本郷処分場問題 三原・竹原市民による産廃問題を考える会「お知らせ」より	12~13	
《山口県上関町》上関町に中間貯蔵施設設計画・その後	三浦 翠	14
《愛媛県》能登半島地震を教訓に、伊方原発を廃炉に	井出久司	15
《香川県豊島》豊島からの報告 太陽光訴訟・請求棄却	石井 亨	16~18
《岡山市》西日本アチューマット産廃計画 許可取消請求 結審	松本宣崇	18
辺野古埋立て設計変更 デニー知事は、再度の埋立て承認撤回を！	松本宣崇	19
いんぶおめいしょん 環瀬戸内海会議第35回総会のご案内 各地から	20	

2023年12月12日、環境・農水・国交三省と交渉を行ない、
以下の「未来への提言」を提出しました。

「未来への提言」

環瀬戸内海会議瀬戸内法50年プロジェクト

2022年11月にスタートした瀬戸内法50年プロジェクトは、ほぼ1年にわたり行動し、2023年10月1日、2つの報告書を刊行した。

- ・「瀬戸内海の水産・海洋生物と環境の変化に関する調査報告書」（以下、「報告書①」）
- ・「自治体アンケート調査報告書」（以下、「報告書②」）

これらの成果を基礎に、報告書に対する見解や反応、報告書から見えてきたことを踏まえて、状況を開拓していくために何が求められているかを考察し、「未来への提言」を作成した。これを社会に向けて発信していきたい。

（1）調査から見えてきたこと

なすべきことを考える前提として、調査から見えてきたことを改めて整理すると以下のようになる。

1) 漁業、生態系の変遷

1. 半世紀にわたる漁業の変遷は、大きく3期にわかれると、最近10年の変化の劇的さが際立っている。漁獲量は1960年代後半からの富栄養化に伴い急増し、1985年にピークに達する。その後、減少傾向に入るが、2010年頃からのイカナゴ、タチウオ、カレイを始めとした多くの魚種の急激な減少が目立つ。これは瀬戸内海の環境が大きな変化をしつつある可能性を示唆しており、今、海の生態系や生物多様性に関して何が起きているのかを注視していく必要がある。

2. 「海に力がない」「魚がない」という言葉が各地で共通に聞かれた。具体的には、栄養塩の不足、動植物プランクトンが少ない、クラゲの大量発生などに伴う食物連鎖構造の変化などがあげられる。

3. 漁業に深刻な影響をもたらしているクラゲの大量発生は、垂直護岸が増えたことで、シケが来てもクラゲが死なくなったり卵を産みやすくなるなど、及び水温の上昇などが重なって起きている可能性が高い。

4. 各地でカワウが増え、稚魚を捕食するなどの食害が出ている。垂直護岸の増加で魚を捕まえやすくなったりことが一因と言われる。

5. 有機物汚染以外のリスク要因として、農薬、合成洗剤、放射性物質などの人工合成物質による環境への悪影響が重層的に作用している。カニ、エビなどの甲殻類は農薬（ネオニコチノイド系など）に特に弱いとされる。

6. 長期にわたる生物相をモニタリングしてきた呉の海岸生物調査から生物種数は1960年代からの10数年で一気に減少し、そこへの回復は見込めない。スナメリクジラは周防灘を中心に一定の生息が保持されてきたが、生息域が広島湾、大阪湾、備後灘などにやや拡大している。カブトガニは周防灘の海岸線を中心に生息が保持され、東限は竹原市周辺とみられてきたが、日生、松永湾でも生息の可能性がある。

2) 人工構造物の漁業や生態系への影響

1. この50年間、漁業者は日々、苦悩し、漁業の将来に展望や期待を見いだせないまま、先の見えない困難と闘いながら苦悩し、悲鳴をあげている。一方で、漁業者には、少しでも良くなるためなら何でもするという意欲があることも確認できる。

2. 苦悩の要因は、埋立て・垂直護岸・河川工事・ダムなどの人工構造物による「海の環境の変化」、一次産業軽視の政策の中で漁業で生計を立てることの社会経済的困難性、後継者不足等多岐にわたる。

3. ダム、河川改修、垂直護岸、河口堰、埋立て、人工島といった一連の人工構造物が、物質循環を断絶

させていることの弊害が多様な形態で起きている。これは 1960 年代から半世紀以上にわたり瀬戸内海全域で共通に行われてきたことであり、その結果が、長年のつけとして表面化していることが、多くの漁民の証言からわかる。人工構造物による弊害を少しでも小さくすることが大きな課題である。

4.多くの漁業者が、ダムや堰堤により砂が陸から海に運ばれてこないことで、海底が泥っぽくなり、底物が軒並み減っているとする。同時に獰猛で、タコ、イカ、エビなどなんでも食べてしまうハモが増えている。またダムや河口堰により栄養塩の海への流入量が減少してしまった。陸から砂と栄養塩が来るよう

（2）未来に向けてなすべきこと

1) 物質循環を断絶させる人工構造物は必要最小限にし、陸・川・海の境界をできるだけ物質循環を断絶させない構造にしていく。

1. 垂直護岸を砂浜に戻す「磯浜復元」により、潮汐に伴う海水の出入りにより自然の力で砂浜や磯場を復元する。

2. 埋立て地・人工島を元に戻したり緩傾斜護岸にすることは困難かもしれないが、垂直護岸に対して多様なエコシステム化技術を利用する。

3. 河口堰は開放するか、壊す（芦田川）。河口堰は川と海の境界を閉じてしまうので、砂、栄養が海に流れなくなった。

4. 河川では常に水が流れ、砂、栄養が海に移動することに配慮して、ダムを運用する。

5. 河川に何重にもある堰堤のありようを見直す。

6. 上記 3～5 を含め各河川ごとに作られている河川整備計画の全体を物質循環の促進や生物多様性保持の観点から見直す。

3) 「生物多様性国家戦略」及び「生物多様性地域戦略」の思想を環境施策に盛り込む

1. 環境基本計画の策定や施策に当っては「生物多様性国家戦略」及び「生物多様性地域戦略」推進との関係性を念頭に置き、環境省や各県の環境基本計画にそれらの行動目標を盛り込む。例えば、以下を盛り込む。

①行動目標 1-1 「陸域及び海域の 30%以上を保護地域及び OECM により保全する」(30by30)

②行動目標 1-2 「劣化した生態系の 30%以上の再生

にする必要がある。この背景には、ダムの水が工業用、農業用、飲料水用にとられ、川に流れないことが関わっているとみられる。

3) 自治体アンケートから

報告書②で判明した瀬戸内海の全ての自治体の水産部局が灘別漁獲統計を有していない事実は衝撃である。これは、担当する海域全体の水産生物や水産業の実情をトータルに把握し、問題点を見出そうとする姿勢がない可能性を示唆している。

また、今後も海水温の上昇が避けられないと考えられる中、その影響を緩和する適応策を実施している水産部局が少ないことも、将来に不安を感じさせる。

7. 一方で、残された場（砂浜、干潟、岩礁海岸など）は残し、環境の悪化が認められる場合には、生物多様性保全の観点から良好な環境が保てるよう、積極的に保全や再生に取り組む。

8. とりわけ新たな埋立ては小規模でも禁止する。

2) 有機物汚染以外の汚染リスク要因の規制強化と除去

1. 農薬の使用基準を厳しくし、トータルな使用量を削減する。

2. 合成洗剤の使用量を削減する。

3. 3 号機が再稼働している伊方原発からのトリチウム等の放射性物質の放出中止を求める。

4. 水温上昇による水産生物への影響が俎上に上っている今、常時、放熱する発電所を中心とした温排水の環境への影響を重視する。

5. ステンレス製の釣り具を禁止し腐食性の金具にするなど、漁具、養殖資材や釣り具などは可能な限り自然に負荷を与えない方法に切り替えていく。

を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する」。

②は人工構造物の弊害を減らす努力そのものであり、磯浜復元や緩傾斜護岸、多様なエコシステム技術の適用などは、それを具体的に実践することになる。

2. 上記 1. ①は、沖合域を海洋保護区にすることで取めてしまうのではなく、市民の暮らしにもっとも身近な沿岸域を対象の中心に据えるべきである。

2020 年までに「海の 10%を保護区にする」とした愛知目標に沿って、水産資源開発区域指定海域と共同漁業権区域が海洋保護区として指定されたとされる。既に保護区に指定された海域は、2016 年に環境省が抽出した 270 の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の約 68%に相当しているとされているが、環境省は、それらのすべてを地図で明確に示すよう要請する。

3.瀬戸内海にある 57 の「生物多様性の観点から重要度の高い海域」でも同様の構図とみられるが、「重要度の高い海域」で保護区になっていない海域をまず保護区にして、少なくとも人工構造物を設置しな

(3) 国、地方自治体への要望

[環境省]

1. 瀬戸内海環境保全基本計画に、第 6 次生物多様性国家戦略の行動目標 1-1 「陸と海の 30%以上を保護区にする」(30by30)、行動目標 1-2 「劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する」を盛り込む。
2. それとは別に愛知目標の 2020 年までに「海の 10%を保護区にする」に沿った瀬戸内海の海洋保護区をすべて地図で公開すること。
3. 行動目標 1-1 を推進するため、環境省が 2016 年に抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の中で瀬戸内海にある 57 海域で、まだ海洋保護区とされていない海域を「30by30」の対象とする方向で検討する。
4. 人工構造物による海への影響に関し見解をまとめるべきである。その際、漁業者の聞き取りをした報告書①を活かすよう要請する。
5. 瀬戸内法の第 13 条（埋立て等についての特別の配慮）を「すべての埋立てを禁止する」に改正する。
6. 瀬戸内法に規定されている湾灘協議会を意義のあるものとするために、関係府県と協議すること。例えば大阪湾に関しては、大阪府、兵庫県が合同で組織化する必要があり、それを具体化するためには環境省も関わるべきである。
7. 海洋に流出するプラスチックごみの削減のため、使用量の大幅削減目標を定め、使い捨て製品での使用禁止を含む法的拘束力のある施策を検討、実施す

いモラトリアムを行う。

例えば、「長島・祝島周辺」(海域番号 13708) の中で埋立てや使用済み核燃料の持ち込みに必要な港湾施設の建設などはせず、原発や使用済み核燃料「中間」貯蔵施設などの建設計画を中止するよう要請する。

「大阪湾」(海域番号 13405) は半世紀を超えて貧酸素化が慢性化しており、複数の魚種の産卵域を保持するために貧酸素水塊を無くす方策を打ち出すべきである。環境省が音頭をとり大阪湾に関する湾灘協議会を設置して検討すべきである。流入負荷の削減、神戸空港を初めとした多くの埋立て等による閉鎖性の強化などへの対応という大きな課題がある。

ること。特に洗い流しのスクラップ製品に含むマイクロビーズは禁止すること。

8.3 号機が再稼働している伊方原発からのトリチウム等の放射性物質の放出中止を求める。

[農林水産省]

1. 海域ごとの水産施策を考えるにあたって不可欠な資料として灘別漁獲統計を復活すること。
2. 食料自給率の低下が喫禁の課題となっているにもかかわらず、沿岸漁業の近未来は見えず、むしろいつまで続けられるのかという不安が渦巻いている。これを打開するために報告書①を素材として、漁業者の直面している課題とこれからにつき、議論を起こすこと。
3. 漁業従事者の減少に対する対策につき、経済的な自立のための支援を含め包括的に見直すこと。
4. プラスチックごみの回収と回収に関わった漁民への報酬が確保されるようなシステムを作ること。

[国土交通省]

1. 報告書①や漁業者から直接、意見を聞くなどして、ダム・河川工事・垂直護岸・海面埋立て・人工島など人工構造物により、「陸から海へ栄養塩や砂が流入しない」、「海底が泥っぽくなり、底ものが採れない」など水産業へ多くのマイナス要因となっていることが分かったことを確認すること。特にダムの水は工業、農業、飲料水にとられ、川には流れないことも重要である。こうした観点から各河川の河川整備計画など国土交通省の施策の在り方を物質循

環の促進や生物多様性保持の観点から見直すこと。

2. 茅田川河口堰を開放すること。

3. 自然の水の流れを重視し、ダムの水を定期的に海に流すこと。

[厚生労働省]

1. 農薬の使用基準を厳しくし、トータルな使用料を削減する。

2. 合成洗剤の使用量を削減する。

[自治体]

[環境部局]

1. 濑戸内海の保全再生は湾灘ごとの実情に応じて取り組むとした瀬戸内法 2015 年改正の方針を守り、各府県の環境保全計画が湾灘ごとの計画となるよう見直すこと。また、湾灘協議会も湾灘ごとに設置すること。一つの海域に複数の府県が関わる場合は、環境省とも協議しつつ複数府県で湾灘協議会を組織化すること。

2. 栄養塩管理計画の検討、策定にあたっては、市民団体代表を含む広範なメンバーで構成されるよう湾灘協議会を改組して、その意見を踏まえること。

3. 2021 年瀬戸内法改正で、「水際等で藻場等が再生・創出された区域等」も指定可能になった自然海浜保全地区に、新たに指定できる区域の有無を調査し、必要な指定を行うこと。

4. 各府県の環境保全計画に 2023 年国家戦略に対応して改訂される生物多様性地域戦略には、国家戦略

(4) 市民としての取組み

1. 行政による湾・灘協議会が形式的な域にとどまっている現状においては、市民としての継続的な取り組みが重要である。瀬戸内法 50 年プロジェクトでできた漁協や市民とのつながりを活かしつつ、海域ごとの特性に応じたあり方の検討をめざして、漁民、釣り人など幅広く参加を呼びかけた意見交換会の開催などを播磨灘、燧灘、豊後水道、周防灘など具体化できそうなところから始める。

2. プラスチックごみの回収から対処にいたるプロセス全体の問題点を明らかにし、より良い方法を見出す方法を検討するために、先駆的な行動を進めている漁協とも連携した取り組みをモデル的に始める。

3. 長期にわたる生物多様性モニターの唯一の例で

の行動目標 1-1「陸と海の 30%以上を保護区にする」(30by30)、行動目標

1-2「劣化した生態系の 30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する」が盛り込むこと。

5. 行動目標 1-1 を推進するため、環境省が 2016 年に抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」で瀬戸内海にある 57 海域を「30by30」の対象とする方向で検討すること。

6. 関係府県として人工構造物による海への影響に関し見解をまとめるべきである。その際、漁業者の聞き取りをした報告書①を活かしてほしい。

[水産部局]

1. 海域ごとの水産業の実態を分析するために、水産庁とも協議しながら灘別漁獲統計を復活させること。

2. 食料自給率の低下が喫禁の課題となっているにもかかわらず、瀬戸内海漁業の近未来は見えず、むしろいつまで続けられるのかという不安が渦巻いている。これを打開するために報告書①を素材として、漁業者の直面している課題とこれからにつき、議論を起こすこと。

3. 漁業従事者の減少に対する対策につき、経済的な自立のための支援を含め包括的に見直すこと。

4. 海水温の上昇に対する適応策を検討、実施すること。

ある呉の海岸生物調査を継続する。スナメリクジラ、カブトガニのモニターを推進する。

4. 本プロジェクトの報告書を社会に発信し、生物多様性と生物生産性の確保を目指して社会全体の課題となるよう市民としての活動を継続する。そのためには政府（環境省、農林水産省、国土交通省）、自治体（環境、水産部局）への働きかけを進める。また政府や自治体の動きを活性化させるため、院内集会などを通じて国会議員、政党にプロジェクトの報告書や提言を提示し、共に行動しようと呼びかけていく。



« 資 料 » 「未来への提言」に対する 環境・農水・国交 三省の回答 (2023年12月12日)

《環境省》

1. 現行の瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月策定）において、既に、30by30とも目的を一にする、令和3年6月に開催されたG7首脳会議の成果文書の一部として合意された「自然協約」について記載しており、その流れを踏まえて策定された第6次生物多様性国家戦略にも、当計画は当然貢献していくものであると考えています。

現行計画は令和4年2月に策定したため、その後、世界目標となった30by30への言及はできておりませんが、次の検討にあたっては、具体的な記載を検討いたします。

2. 我が国では、総合海洋政策本部で了承された定義に該当すると考えられる以下の制度が、海洋保護区として整理されています。・自然公園・自然海浜保全地区・自然環境保全地域・沖合海底自然環境保全地域・鳥獣保護区・生息地等保護区・天然記念物・保護水面・沿岸水産資源開発区域、指定海域・共同漁業権区域

これらの制度の該当海域のうちデータ公開の了解が取れている海域については、「海洋状況表示システム」において既に公開されています。

3. 「生物多様性の観点から重要度の高い海域」であることをもって、直ちに30by30目標の対象となる訳ではありません。

30by30目標の達成に向けて、海域では新たに約17%の保全が必要であり、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」等の既存の科学的知見を踏まえ、検討を進めています。

なお、令和5年度から、民間等の取組によって生物多様性が保全されている区域を「自然共生サイト」として認定する取組を開始しており、瀬戸内海をはじめとする沿岸域も含めて、藻場・干潟の保全といった民間の取組を後押ししていくこととしています。

4. 例えば、護岸については、瀬戸内海環境保全基本計画において「生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採

用する必要がある」ことを記載しており、人工構造物における環境配慮は重要と考えています。

一方、海の環境変化には、様々な要因が作用しているため、人工構造物によるもののみ取り出して、その影響に関する見解を取りまとめることは困難です。

報告書については、内容を拝見し、今後の施策の参考とさせていただきます。

5. 瀬戸内海における埋立ては、瀬戸内海の環境に影響を及ぼすものであるという認識に立ち、「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針」に基づく運用を行うこととしており、当該方針に基づき引き続き適切に対応してまいります。

6. 環境省としても、湾・灘ごとに多様化する課題に対応するために、湾・灘協議会は重要なものと考えており、「地域の関係者の多様な意見を集める場として例示された、湾・灘協議会を活用することも有効と考えられることから、各府県において当該協議会等を設置し、更に、広域的な課題については府県域を越えて連携・協調していくことが望ましい。」と瀬戸内海環境保全基本計画に記載しております。

一方で、湾・灘協議会の運営主体となる関係府県からは、「湾・灘協議会の設置意義が関係者間で統一できていない。」、「府県をまたぐ湾・灘協議会は関係者が更に増え、合意形成が困難」といった課題もあると聞いています。

環境省としては、引き続き、関係府県に湾・灘協議会の重要性を伝える等、地域の取組みを支援したいと考えています。

7. 海洋環境等におけるプラスチック汚染対策には、発生抑制・回収・処理の施策を一体的に行うことが重要と認識しています。

環境省では、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンや広島G7コミットメントの達成に向けて、プラスチック資源循環法やプラスチック資源循環戦略のもと、これら

対策に取組んでいます。

また、洗い流しのスクラブ製品については、2019年1月に業界団体が自主規制を決定しており、2020年の環境省の調査において、その効果も確認しております。

マイクロビーズを含むマイクロプラスチックについて

《農林水産省》

1. 漁業・養殖業生産統計は、国や地方公共団体の水産行政などに係る資料を整備することを目的としており、こうしたニーズに対応し、海面漁業生産統計については全国、都道府県及び9の大海区の単位で、内水面漁業生産統計については湖沼、河川の単位で、それぞれ集計を行って公表しています。

2. 3. 沿岸漁業の振興や漁業従事者の確保に向けて、水産庁としては、昨年3月に閣議決定した水産基本計画に記載のとおり、「次世代への漁ろう技術の継承、漁業を生業として日々操業する現役世代を中心とした効率的な操業・経営、漁業種類の転換や新たな養殖業の導入などによる漁業所得の向上にあわせ、海業（うみぎょう）の推進や農業・加工業など他分野との連携等漁業以外での所得を確保することが、地域の漁業と漁村地域の存続には必要である。」と考えます。

《国土交通省》

1. 河川においては、生物がすみやすい河川環境を創出するため、調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為を対象に多自然川づくりに取り組んでいます。

具体的には、河川水辺の国勢調査等で把握した環境情報をもとに、河川整備計画に環境の保全・創出の目標や取組を位置づけ、河川が有する瀬・淵や水際環境の保全、河川敷を掘り下げるによる湿地の再生、堰への魚道の設置などの取組を推進しております。

港湾においては、大阪湾や広島湾においては、関係省庁及び関係地方公共団体などが連携して、各湾の水質環境改善のための行動計画を策定し、総合的な施策を推進しています。

具体的には、人工干潟の整備による藻場の創出や、浚渫土砂等を有効活用し貧酸素水塊の一因である深堀跡の埋め戻しなど、藻場・干潟等の保全・再生・創出や底質・水質の改善に取り組んでいるところです。

引き続き、河川等における環境の保全・創出の取組を

では、企業の先進的な取組を取り上げたグッド・プラクティス集を国内外に発信するとともに、代替素材開発の実証支援も行っているところです。引き続き様々な主体と共に対策を総合的に推進していきます。

水産庁としては、本計画に基づき、資源管理を推進しながら、継続して漁業者が操業していくための支援を総合的に実施しています。

具体的な取組の一つとしては、例えば、漁村地域の活性化に向けた地域の漁業の課題解決のため、漁業者をはじめとした関係者が議論をし、漁業者の所得向上を目標として作成する「浜の活力再生プラン」に基づく取組をソフト・ハード双方から支援しています。

4. 環境省と連携し、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して、海洋ごみの漁業者による持ち帰りを促進するとともに、漁業者や漁協等が環境生態系の維持・回復を目的として、地域で行う漂流漂着物等の回収・処理に対し、水産多面的機能発揮対策事業による支援を実施しています（出典：令和4年度水産白書）。

進めてまいります。

2. 芦田川河口堰は、洪水の安全な流下、海水の遡上防止、工業用水道の開発を目的として建設された多目的堰です。

芦田川河口堰を常時開放した場合、周辺地域における塩害の発生や、湛水域の塩水化により工業用水の利用ができなくなるため、常時開放することはできません。

なお、洪水時等においては、洪水の安全な流下のために芦田川河口堰のゲートを全開しています。

3. ダムは、洪水時に流水の一部を貯留することで、下流域の浸水被害を防ぐとともに、必要な水量をダムから補給することで、農業用水、水道用水、工業用水等の水資源を開発しています。

また、本来、河川が持っている機能を正常に維持するために、平常時には、ダムから河川に必要な量の水を補給しています。

新聞が伝える

環境・農水・国交三省への要請文書

瀬戸内海の保全 関係3省へ要請

市民団体 汚染防止など

環境省の担当者（左端）に
提言を説明する湯浅共同代
表（右端）



市民団体の環瀬戸内海
會議（岡山市北区）は12
日、瀬戸内海の環境保全
に向けた要請書を環境
省、農林水産省、国土交
通省に出した。海、陸、
川を分断する護岸などの
人工物を最小限にし、環
境汚染の防止や生物の多
様性に配慮した政策を訴
えている。

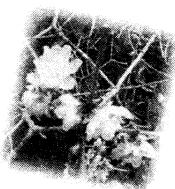
湯浅一郎共同代表たち
が国会内で、3省の担当
者に要請書を手渡した。

環境省へは、人工物が海
に及ぼす影響に関する見
解の提示やプラスチック
ごみ削減に向けた強制力
のある施策を要求。農水
省には瀬戸内海の灘ごと
の漁獲統計の取りまとめ
などを、国交省には河川
整備の考え方の見直しな
どを、それぞれ求めた。
要請は瀬戸内海環境保

全特別措置法（瀬戸内法）
の制定から今年で50年と
なるのを機に、同會議が
取り組んだ調査に基づ
く、117漁協から回答
を得たアンケートや66漁
協への聞き取り調査のほ
か、沿岸11府県にも別の
アンケートをした。

湯浅共同代表は「瀬戸
内法の改正や国の計画の
変更には、一部の府県し
か対応していない。国も
含めた取り組みの出発点
にしたい」と話した。

（秋吉正哉）



2023.12.13 中國新聞3面内政総合

砂浜や磯復元 3省に提言書

環瀬戸内海會議

愛媛など瀬戸内海沿岸の
住民らでつくる「環瀬戸内
海會議」は瀬戸内海の環境
保全に向けた提言書をまと
め、12日に環境、農林水産、
国土交通の3省に提出し
た。陸・川・海の物質循環
を断絶する人工構造物を必
要最小限にとどめ、砂浜や
磯場を復元することなどを
求めている。

提言書によると、埋め立
て地や人工島を元に戻すこ
とは困難だが、垂直護岸に
対しては多様なエコシステ
ム化技術を利用すべきだ
と主張。一方で砂浜や干潟
などは保全や再生に取り組

じて保全再生に取り組むべ
きだと提案。計画策定に当
たる協議会を市民団体の代
表ら広範なメンバーで構成
することも求めた。

環瀬戸内海會議は、瀬戸
内海環境保全特別措置法
(瀬戸内法)が公布・施行
から50年を迎えたことを機
に漁協や自治体の声を調査
し提言をまとめた。事務局
次長の青野篤子さん(今治
市)は「漁業者や市民ら現
場の声を重視して届けた。
湾や灘ごとの協議会設置な
ど、今回の提言を政策に生
かしてほしい」と話した。

調査結果を報告書にして
販売しており、漁協調査が
千円、自治体調査が500
円。問い合わせは事務局長
の松本さん(電話090
(3638)0187。
(杉本賢司)

2023.12.13 愛媛新聞3面総合

23.10.1 瀬戸内法 50 年シンポ in 神戸

瀬戸内法 50 年をふり返り、これからを考える

瀬戸内法 施行50年



危機的実情など報告 沿岸府県NGOが意見交換

瀬戸内法は1973年11月2日に臨時措置法として施行。当初は水質汚染の対策に重点が置かれたが、近年は海の栄養不足による漁業の不振が深刻に。埋め立てなどによる自然環境の激変や海水温の上昇など、生物多様性に影響する問題は多くなった。

同会議は「瀬戸内法50年プロジェクト」を始め、府県の全漁協にアンケートを実施。117漁協から答えた回答を大阪湾から豊後水道まで5海域に分け、現地での聞き取りなどもして海の変遷をまとめた。各府県の所管部局には現状の対策などを尋ねる調査票を送つた。

1日のシンポで結果が報告され、漁協への調査ではハモやサワラなど一部魚種を除いて漁獲量が大きく減っていた。きれいになつた海には栄養が不足し、干潟や藻場などの破壊は魚介類の繁殖に影響する。「魚が生息できる本当に豊かな海を取り戻す対策を」と切実

瀬戸内法は1973年11月2日に臨時措置法として施行。当初は水質汚染の対策に重点が置かれたが、近年は海の栄養不足による漁業の不振が深刻に。埋め立てなどによる自然環境の激変や海水温の上昇など、生物多様性に影響する問題は多岐にわたる。

同会議は「瀬戸内法50年プロジェクト」を始め、府県の全漁協にアンケートを実施。117漁協からあつた回答を大阪湾から豊後水道まで5海域に分け、現地での聞き取りなどもして海の変遷をまとめた。各府県の所管部局には現状の対策などを尋ねる調査票を送った。

1日のシンポで結果が報告され、漁協への調査ではハモやサワラなど一部魚種を除いて漁獲量が大きく減っていた。きれいになつた海には栄養が不足し、干潟や藻場などの破壊は魚介類の繁殖に影響する。「魚が生息できる本当に豊かな海を取り戻す対策を」と切実

府県への調査では、瀬灘など海域の実情に応じて、対策を始めた2015年から法改正が徹底され、現状が指摘された。湾や瀬灘などの漁獲統計がある府県はなく、参加者からは「基準資料となるデータがないまま対策が取れるのか」と尋ねられた。
提言の策定に向けては、生物多様性の観点から重要度の高い海域として環境省が公表した57カ所を保護するよう求める案などが示された。年内を目指して取り組みへ向けての提言として取り上げた。

な声が紹介された。

七
一

河口に近い干潟の生き物を調査するメンバーら
=広島県尾道市で7月3日

瀬戸内法 50 年プロジェクト 「沿岸自治体へのアンケート調査」**岡山県へ再質問** — 自治体に市民の声を聞く力はあるか —

たましま 干潟と鳥の会 代表 西井弥生

末田副代表のもと実施された、瀬戸内法 50 年プロジェクト「瀬戸内沿岸自治体へのアンケート調査」は、神戸シンポジウムでも詳細が報告され、各自治体の回答詳細は当日の配布資料にも掲載されています（当日の配布資料は 1 冊 500 円にて頒布中～詳細は 20 頁をご覧ください）。

瀬戸内法を所管する沿岸 11 府県の環境部局、水産部局に対して行ったこの調査、郵送によって回答を依頼し、期限までに回答のなかつたところには督促を入れて下さり、それによって全自治体から回答を得ることができました。

ところがその回答は、一部がとても残念なもので、中でも、岡山県の環境部局の回答は読んでいて馬鹿にされているような気分になってくるものでした。

例えば、「貴府県の瀬戸内海環境保全計画の変更のポイントをお示し下さい」という問い合わせに対しては、「質問 1 のとおり」という回答。質問 1 に岡山県の回答はないため、おそらく質問 1-2 の回答かと見てみると、そこには「播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会について」と、「岡山県環境審議会令和 4 年度開催実績」の URL リンク貼り付けでした。また、「計画に湾・灘ごとの目標や対策が書き分けられているか、そうでない場合は理由をお示し下さい」に対しては、「県ホームページをご確認下さい」とこれまで URL 貼り付けのみ。生物多様性の理念を計画にどのように盛り込んだかについては、「質問 1-3 のとおり」で、質問 1-3 は「質問 1 のとおり」となっており、質問 1 は前述の通りの回答…これでは真剣に回答してくれていなさい！と誰でも思いますよね。

これを受けて、松本事務局長がお知り合いの「み

どり岡山」の県議会議員、大塚愛氏（県議会内会派：民主・県民クラブ所属）に仲介をお願いし、岡山県環境管理課と水産課に対して再質問の場を設けていただきました。

日程調整の結果、11 月 20 日になり、その前日岡山市で「斜陽産業の原子力」をテーマに講演をされた末田副代表と、松本事務局長、西井で県庁へ行く事になりました。

11 月 20 日の面談では、県の環境管理課から課長、総括副参事、主幹の 3 名、水産課から課長と普及班の女性 1 名が出席されました。



環境部局のアンケート回答は主幹の方が対応されたとのこと、おそらくお一人で事務的に回答されたのではないでしょうか。当日こちらからの質問にはほぼすべて課長の楠奥浩庸さんが回答。質問に関してはきちんと答えてくださったものの、瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画に関するについては、常に「国の基本計画に沿って」という言葉が付けられ、確かにそれはそうなのですが、実際に瀬戸内海に面している自治体の当事者としての回答なのだろうか、とむなしく感じました。

また、埋立てについて効果的な抑制ができるていないのではないか、という問い合わせには、「埋立てにつ

いては好ましく思っていない」と前置きがあり、瀬戸内法施行以降は「岡山県では大きな埋立てではなく抑制につながった、また遊休埋立て地も存在しない!」と言い切りました。規模の小さな埋立てが環境に与えている大きな影響はなかったかのような言いぶりで言葉を失いました。

水産課長には、湾・灘ごとの漁獲データがないこと、その必要性について、そして今後残していく予定についてお尋ねしました。

「岡山県に関してだけいえば海域が狭いので県だけのデータがあれば施策は打てる、そのため湾・灘でなくとも困らない」という回答でした。自県の地先だけを見ていて「きれいで豊かな海」は実現するのでしょうか。

また、水産課長から「他府県同様に、農水省が省力化のため市町村ごとのデータを廃止した。過去にデータを示してほしいとの意見があり国に要望したが実現しなかった。」というお話をありました。

これについて、湯浅共同代表より、農水省がいったいいつ廃止としたのか、その経緯の詳細は、12月12日の3省庁への提言の際に役立つとのことで、後日メールにて下記2点を質問、回答は以下の通りでした。

質問1. . . .

農水省はいつ廃止としたか、その時の農水省の通達文書など見せていただきたい

質問2. . . .

過去にデータを示してほしいと要望があったとのこと、その要望の際の文書、また水産庁からの回答文書について見せていただきたい

回答1. . . .

①平成30年で市町村別統計が廃止された。

②平成31年4月に中国四国農政局が来課し、統計担当職員の減少などにより、対応できない旨の説明があった。

回答2. . . .

①令和2年4月に瀬戸内海関係府県水産主務課長協議会から水産庁に意見書（別添あり）を提出した。

②意見書を提出する前の水産庁担当者の口頭説

明では、統計部門の人員が減らされ、予算拡充も困難で、対応できることであった。

12月12日、国会での農水省への提言で「灘別漁獲統計の復活をすること」に言及した際、2018年に市町村統計も廃止しているが、データは調査票の情報として総務省のオンラインサイトに残っており、学術研究は有料で利用可能と回答がありました。

実際にサイトを見てみると、5年ごとに行われている漁業センサスのデータ、農水省が公表している2004年～2018年までの市町村データ以外には私は見つけることができませんでした。有料であれば過去のものも見られるのでしょうか、広く市民に公表してほしいものです。

さて、私は自治体に対する申し入れのようなことは2回目で、とても緊張しました。1度目は玉島の埋立て地で繁殖する岡山県絶滅危惧I類コアジサシの保護に関する事、渡り鳥の生息地を創出してくれる、というものでした。その時は港湾課と自然環境課に対してでしたが、昨年末から進展し、岡山県とともに保護に向けた取り組みを進めています。

今回の環瀬戸の県への再質問で、末田さんが「アンケート回答は施策をPRする場であるはず。こんな回答では県政への信頼を失うだけですよ」と指摘し、職員の皆さんもとても恐縮していました。

自治体に市民の声を聞く力があるかないかはさておき、市民が関心を寄せている、真剣に環境のことを考えている、そのことは実際に伝えに行かなければ届かないものだし、逆に言えば、伝えに行けば届くものなのだ、と実感しました。それをどんなふうに受け止め、活かすのかは、受け取った自治体次第ですが、伝え方や諦めない姿勢というのは大事だと私自身とても勉強になった一日でした。 （2024.1.18）



本郷処分場問題

「三原・竹原市民による産廃問題を考える会」の2023年11月20日付「お知らせ」より転載

☆ 行政訴訟高裁第1回公判決定！

2024年3月5日（火）14時～ 広島高裁 202号法廷

23年7月、広島地裁は、行政が出した「産廃建設許認可」の取り消しを命じました。行政の手続きが廃掃法に違反したと厳しく断罪しました！しかし、これに対して湯崎県知事が控訴し、行政訴訟高裁第1回公判は10月末に行われる予定でした。ところが、突然JAB（以下JAB）が「この裁判に参加したい」と申し出をしてきて、これが許可され、JAB側に主張立証の書類を作成する期間を与えねばならないという理

由で、3月5日に公判は延期されました。裁判が長引けば長引くほど、毎日大量の産廃物が搬入され、泡や悪臭のする汚染水が川に流出し、地下水にしみこみ、取り返しのつかないことになることは目に見えています。JABのホームページによると10月末で既に26880.4トンの産廃物が埋められています。膨大なゴミの量です。

皆様、3月5日は万障お繰り合わせの上、ぜひ傍聴にご参加ください！民意を示しましょう。

☆ 県知事への要望書提出（23年11月2日）

県知事への要望書【要旨①県民の命くらしを守って下さい。②控訴を取り下げてください。③県が主体となって住民説明会を開いてください。等】を持参しました。県産廃課の河村課長が受け取り、知事に渡してもらいました。この要望書に任意団体9組織・企業4社・三原市内町内会6組織・竹原

市内自治会等20組織が賛同してくださいました。おかげさまで力強く要望書を提出することができました。今後もこのような要望書を提出しなければならないと考えています。賛同団体が増えますようにご協力お願い申し上げます。

☆ 県産廃対策課への質問・要望

「県がこれまで行った水質検査方法に疑問があること」「10月19日の県議会生活福祉健康委員会での報告には大きな不備があること」を指摘しました。このままでは議員も県民も鵜呑みにして信

（23年11月2日）

じてしまいます。抜き打ちでの正しい検査方法できちんと水質検査をしてほしいこと等々、質問・要望をし、回答を求めました。

☆ 県生活福祉保健委員会委員長らと意見交換会（23年11月9日）

県庁に於いて、委員長柿本県議・副委員長伊藤県議との意見交換会を行いました。現状報告と水質汚染問題への取り組みが前進するようになりました。三原市議会・竹原市議会では、県に対して私たちの懸念を全員一致による意見書可決で表明してきました。三原市議会の正田議員と角広議員にも同席して意見を強く伝えていただきました。10月19日に行われた生活福祉保健委員会での県産廃対策課の報告内容には多くの疑問点があることか

ら、「これを追求してほしい」「水質検査方法に疑問がある」「実際に臭いや泡、ヘドロの状況など再々現地を見に来てほしい」「県生活福祉保健委員会では、県民の命くらし健康を守るための専門委員会としての責務を果たしてほしい」「産廃問題・水源保護条例・環境保全条例等、解決・制定に向けて十分な審議をしてほしい」等々、訴えました。



今、声をあげよう！ 広島県知事に抗議！

國 采丘 門

2023年11月14日 中国新聞

(第三種郵便物況可)

つた。県産業廃棄物対策課は26日に「再開して差し支えないものと判断する」とする内部文書をまとめ、湯崎英彦知事の決裁手続きをした。28日に行政指導の解除を組合に通知した。
だが、実際には県が再告書の内容が適切であるとした。警告書では改善報

の6月の検査で排水の汚れが水質基準の最大2・7倍を記録。その後も必要な対策をせずに産廃の搬入を続けたとして、県は7月19日、行政指導で最も重い警告を組合に出した。

三原市本郷町南方の民間の産業廃棄物最終処分場の排水が法定の水質基準を上回っていた問題で、広島県が7月、事業者に稼働停止を求めた上で、政指導の解除を改善措置の最終確認前に判断していたことが13日、中国新聞の情報公開請求で分かった。県は手続きに問題はないとするが、事業者のからの早期の稼働再開の求めに応じ、判断を急いだ実態が明らかになった。

事業者求めて審査急ぐ

改善最終確認前に判断

広島県三原産廃場排水巡る指導解除



新たな事実が発覚 癒着？

《問題点》

JAB にせかされ、県は JAB からの報告書が未完成なのに、知事に警告解除の決済を求めた。また、警告解除の内容には県が JAB に「住民への説明に務める」ことが書かれているのに、JAB は住民に未だ説明をしていない。

できていなかが、改善措置の内容は把握できていた」と説明。水質検査でも基準に適合していただけ、報告書完成前に警告解除を決めたという。

方、水質を不安視する住民たちには設置許可を取り消すよう要望している。同課は「早期に再開したい組合の思いもあり、報告書を速やかに審査した。再開スケジュールありきでは審査しない」としている。

三原産廃場排水基準値問題

三原市本郷町南方の産業廃棄物最終処分場の排水が6月の調査で法定の水質基準を上回った問題で、広島県は17日、現在も事業者から住民への状況説明がないことを明らかにした。県議会生活福祉保健委員会で県議の質問に答えた。

県は7月19日、事業者の行政指導で処分場の稼働停止を求め、同時に住民説明も促した。同28日に再開を認めたが、行政指導から約4カ月がたつた今も説明には至っていないという。

委員会では、県が行政指導を解除する知事決済の手続きをした同26日時

2023年11月18日 中国新聞

11月7日(金)に行われた県生活福祉保健委員会での質問・回答

報告書が未完成だったことに関する質問も出た。県産業廃棄物対策課の河村敏成課長は、同24日までに事業者から提出された報告書で環境保全措置の完了を確認し、再開を認めたと説明。「違反状態の改善を確認する前に解除した事実は全くない」と述べた。



ストップ！本郷駅分場

三原・竹原市民による産廃問題を考える会

連絡先 岡田和樹 080-3882-2372 山内静代 090-1682-7381

上関町に中間貯蔵施設建設計画・その後

原発いらん山口ネットワーク・環瀬戸内海会議幹事 三浦 翠

2023年8月1日、山口県熊毛郡上関町に関西電力と中国電力が共同で進める計画が持ち上がって間もなく6か月になる。

周辺自治体からの不安や反発の中でも、西哲夫町長は施設受け入れの姿勢を全く変えず、すでに2023年度の半年分の交付金7442万円を受け取り、町職員と希望する町民を東海村の中間貯蔵施設の見学に行かせようとしている。

このやり方はかつて上関町に原発を誘致しようとしたときと全く同じだ。

中国電力が1982年、上関町に原発計画を持ち込み、それ以来42年間、祝島の人たちを中心に原発反対の激しく粘り強い闘いを続けてきた。

これに対し、中国電力は町の入り口の尾熊毛(おくまげ)に立地事務所を造り、50人の社員を常駐させ町政と町民の暮らしに深く介入して原発推進派と反対派の対立を固定化し続けてきた。

2011年3月の福島第一原発事故で、上関原発計画は全く進む見込みがなくなった中でも中電は道路工事を続け、町の土木業者の仕事を作り、高齢化した現在では、住民の買い物や病院通いの足となるなど、町民の暮らしを中電に依存させる形で上関町をいびつな町にしてきた。それが福島第一原発事故の後でも、ずっと原発推進7:反対3という常識では考えられない選挙結果になってきた。

実は、上関町は原発交付金が先細りする中、数年前から中間貯蔵施設の誘致に向けて動いていたことが、中国新聞の情報公開請求によって明らかになっている。当時町議会議長だった西哲夫氏はその中心だった。しかし、2022年秋の町長選挙では中間貯蔵のことには全く触れていない。同時に行われた町議選もそうだ。従って現在の町議の原発推進7:反対3の比率は、中電が作ったいびつな比率のままということだ。

最近、毎日新聞が上関町内で行ったアンケートによると、町民の60%は中間貯蔵施設の建設に反対という結果が出ている。関西電力の核ごみが持ち込まれることには強い反発があるのだ。

中電が陸域のボーリング調査のために昨年8月に上関町に提出していた森林伐採届は作業に着手できないままに11月19日で期限切れに。しかし、12月22日再び同じものを提出了。

12月26日村岡山口県知事は記者会見で、2021年、当時の二井関成県知事が知事同意の際につけた「使用済み核燃料を新たな施設で長期にわたって保管することは望ましくない」とした意見を踏襲すると発言した。しかし、それ以後も中電は、周辺市町への働きかけを非公開で続けており、楽観は許されない。

(24.1.19)

関電の核ごみを
なぜ山口県へ
～中間貯蔵施設の問題～



= ブックレット = 関電の核ごみをなぜ山口県へ～中間貯蔵施設の問題～

末田一秀 著 A-5版28頁

1冊：300円（送料140円） 10冊以上単価200円 送料無料

《 内 容 》

- ◆中間貯蔵施設とは何か（核燃料サイクルの破綻・・・） ◆安全性を考える（中間貯蔵は安全な施設か・・・） ◆なぜ山口県上関町で関電が？（上関原発計画は実現するか・・・） ◆関電の中間貯蔵誘致と反対のこれまで（福井、京都、和歌山での動き・・・）

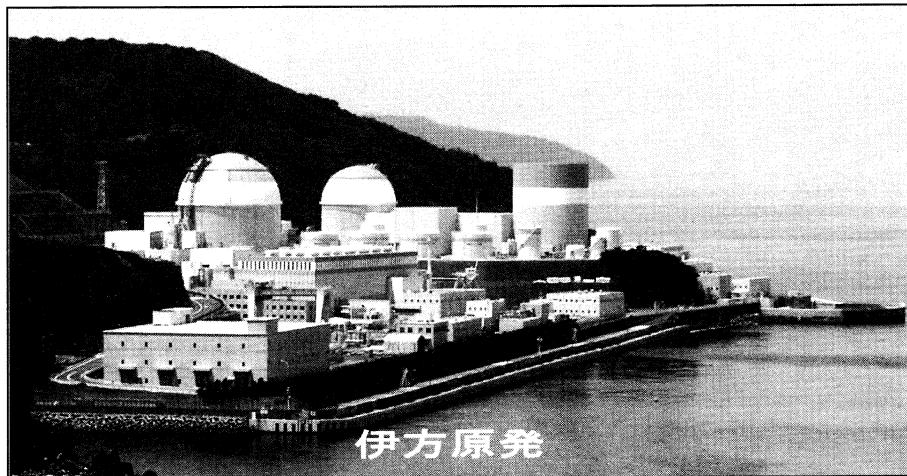
問合せ・申込先 末田 ksueda@nifty.com TEL・fax 072-777-9269

能登半島地震を教訓に、伊方原発を廃炉に！！

原発さよなら四国ネットワーク・環瀬戸内海会議幹事 井出久司

原発さよなら四国ネットワークの一員として活動し、主に各地の原発現地の抗議行動に出掛けている者として、今回の能登半島群発大地震は背筋の凍る思いでしかない。なぜなら志賀原発の地元が震源だったからだ。まずは原発事故を伴わないだろうか？と思わずには居られなかつた。次いで報道で見る道路の悲惨な有り様は熊本地震の現地を思い起こし、津波の様子は東日本大震災の時を思い出した。ただそれ以上に怖かったのは大規模な地殻の隆起だ。たまたま志賀原発はそれを免れたが、もし志賀原発でも4mもの隆起が起きたら、と思うと震えが止まらない。原発で一番怖いのは外部電源の喪失と核燃料の冷却水の取り入れが止まることだろう。日本海側の潮汐の変化=干満差は瀬戸内海と比べると約10分の1。もちろん大潮時のことである。よって例えば高浜原発の取水口はほぼ普段の海面である。瀬戸内海に面した伊方原発では違うだろうが、日本海側の原発では取水口の海面からの高さはそう変わらないだろうと推測する。そこに4mの隆起が起きたら結果は語らずとも明らかで、原発爆発という道を辿ったことだろう。

瀬戸内海に面した伊方原発、日本一長い佐田岬半島のほぼ付け根に存在する。佐田岬半島もまた能登半島同様険しい地形だ。地質も深成岩の緑色変岩で、これは地下約8000mでできた岩石が地表にまで出てきているもので、この地域が地殻変動の激しい地域であることの証拠である。さらには言うまでもなく日本一長い活断層、中央構造線の真上に存在し、また南海トラフ巨大地震の予想震源域でもある。ここでは隆起ではなく逆に陥没沈

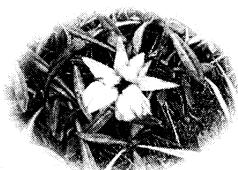


伊方原発

降したならば原発自体が瀬戸内海に沈没するだろう。外部電源についても、バックアップの火力発電所の多くは太平洋岸で送電網は中央構造線に沿って伸びており巨大地震に耐えうるとは到底考えられない。

最後に伊方原発は世界にほとんど類を見ない内海に面した原発であり、その内海は世界にほとんど類を見ない生物多様性と生物生産力を誇る瀬戸内海である。もしここで事故を起こせばどうなるのか、語らずとも明らかだ。そしてその被害は福島事故の比ではなく、回復もまたほとんど不可能であろう。被災者の避難も救助も険しい地形の前にはほとんど不可能、閉鎖性海域の汚染は甚大、その回復はほぼ不可能。これは伊方原発だけのことではないが、伊方原発の立地条件を考えれば他に類を見ない困難を伴う、ということは絶えず頭に留めておかねばならない、ということである。南海トラフ巨大地震、中央構造線由来の巨大地震の起こる前に伊方原発の廃炉を勝ち取っておかねばならないことを忘れてはならないと思う。

(24. 2. 3)



豊島からの報告 太陽光訴訟・請求棄却

環瀬戸内海会議顧問 石井 亨



崩落した造成地

全国で、太陽光発電所の事故が相次いでいます。もちろん想定外の異常気象等の問題はありますが、制度的にも事故を招く問題があります。

FIT 法という法律は電力の買い取りを保証する法律です。再生可能エネルギーの普及を目指して、一般消費者の電力料金に賦課金を上乗せし、この財源で、再生可能エネルギーの高価買い取りを保証したものです。

法制定当時の買い取り価格は、42 円／kWと高価であったため、投機対象として中国資本が殺到し、全国でメガソーラー計画が乱立しました。

これは、太陽光発電所を作るために、広大な森林を伐採するという新たな大規模開発、自然破壊、さらに災害の危険を招くという矛盾と同時に、国民の賦課金負担で集められた電力買い取り料金が、中国へ流出するというマクロ経済的問題も引き起こしました。

一方、豊島で起きた太陽光発電所問題は、また別の問題を提起しています。

実際に太陽光発電所を建設する際には、電気事業法に定められた技術基準に従い、必要とされる構造強度を満たしておく必要があります。具体的な内容の考え方と引用すべき計算方法は JIS C 8955-2017 地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインに明記されています。

出力 2000 kW以上の発電所は、設計強度計算の段階で、経産省の事前審査を受ける必要があります。

この審査を通過しなければ建設できません。

ところが、2000 kW未満の発電所は、使用前自己確認検査を行い、電気事業法が求める強度を満たしていることを、発電事業者が自ら確認することが求められているだけで、設計図書や強度計算書をどこにも提出する義務はありません。

のことから、実際には強度計算を行わず、あり合わせの材料で、現場あわせて建設てしまい、結果として強度が足りていない事例が後を絶たないのです。

JIS の改正時点でも、事故調査を行ったところ、強度計算を行っていなかったために構造強度が不足していた事例が多数あったと指摘されています。

また、際限のない転売が認められていることから、投機の対象として転売が繰り返されることも制度上の大きな問題点です。

◆ 違法行為

豊島太陽光発電所は、小豆島国際ホテルが 2015 年に FIT 法の認可を受けた発電所です。

FIT 法は電気の買取りだけを定めたもので、発電所の構造的なものは定めていません。ただし、他の法律・法令違反があれば認可の取消対象になります。

この発電所用地造成にあたって、自然公園法に違反していましたが、これは届け出の義務違反だったので、指導だけで終わっています。

ところが廃棄物を埋め立てていたので、廃棄物処理法違反（不法投棄）で、実刑判決となりました。本来ならここで認可の取消しが行われることになります。ところが、刑事裁判で判決が確定した時には、既に発電権利は転売され、他人の持ち物になっていたために取消しにはなりませんでし

た。その後も転売は繰り返されます。

また、実際に発電所を作るには、電気事業法という法律に定められた構造基準を満たさなければなりません。豊島自治連合会では繰り返し合法であることが確認できる設計図・計算書の提出を求めました。

発電事業者にはこれを開示する義務はないので、地域住民が手に入れることは、一般的には困難です。ただし、豊島の場合にはこれが提示されました。

4回に渡って、強度計算書等が提示されましたが、全く一貫性がなく、計算が一致していませんでした。

これに対し発電事業者（JHS 株式会社・4社目の持ち主）は着工前に公的機関（経産省産業保安監督部）の確認を受けたものを豊島住民に開示すると約束しました。

しかし、産業保安監督部に照会をかけたところ、気づき事項（設計書に対する問題の指摘）を示していたにもかかわらず、回答がないまま、これを無視して強引に着工しようとしていることが判明しました。私たちから見ても違法だらけです。

◆ 裁 判

そこで、裁判を起こしたのです。

裁判は、当方・豊島住民が所有する土地に将来及ぼす被害（造成地の崩落や災害によるパネル等の飛散）を未然に防止するために、法律の基準を守っていない違法構造物は建ててはならない、という「建設差止請求訴訟」です。当然の権利です。また、十分に争える訴訟です。

裁判所では、合議体審理となり、精力的に「計画は電気事業法に対して違法か合法か」の審理が進められました。この点だけが、この裁判の争点です。

土地の造成について地盤工学的な検証をしていない、太陽光パネルの仕様の間違い、架台や基礎の強度計算の不足、結果としての強度不足、設計図と計算書が一致していない、実際の施工では設計図や計算書通りに作られていないなど杜撰極ま

りない内容です。これらに、被告は合理的な反論はできていません。

◆ 完 成

ところが、訴訟中に発電所は突貫工事が進められ完成してしまいました。完成してしまうと「違法か合法か」という判断とは別に、被告にも電気を売っているという事実、守るべき権利が発生します。この点が新たな判断基準として加わりました。

それでも、着工前に繰り返し造成地が崩落している事実を知りながら、さらに違法な構造物であることを承知の上で建設しているわけですから、その責任が問われることになります。そこで、請求趣旨を「建設差止」から「撤去」に変更しました。裁判所では「専門委員」が任命され審理は続けられました。裁判所は繰り返し被告に対して、合法であることが説明できる資料の提出を求めましたが、出てきませんでした。

◆ 転 売

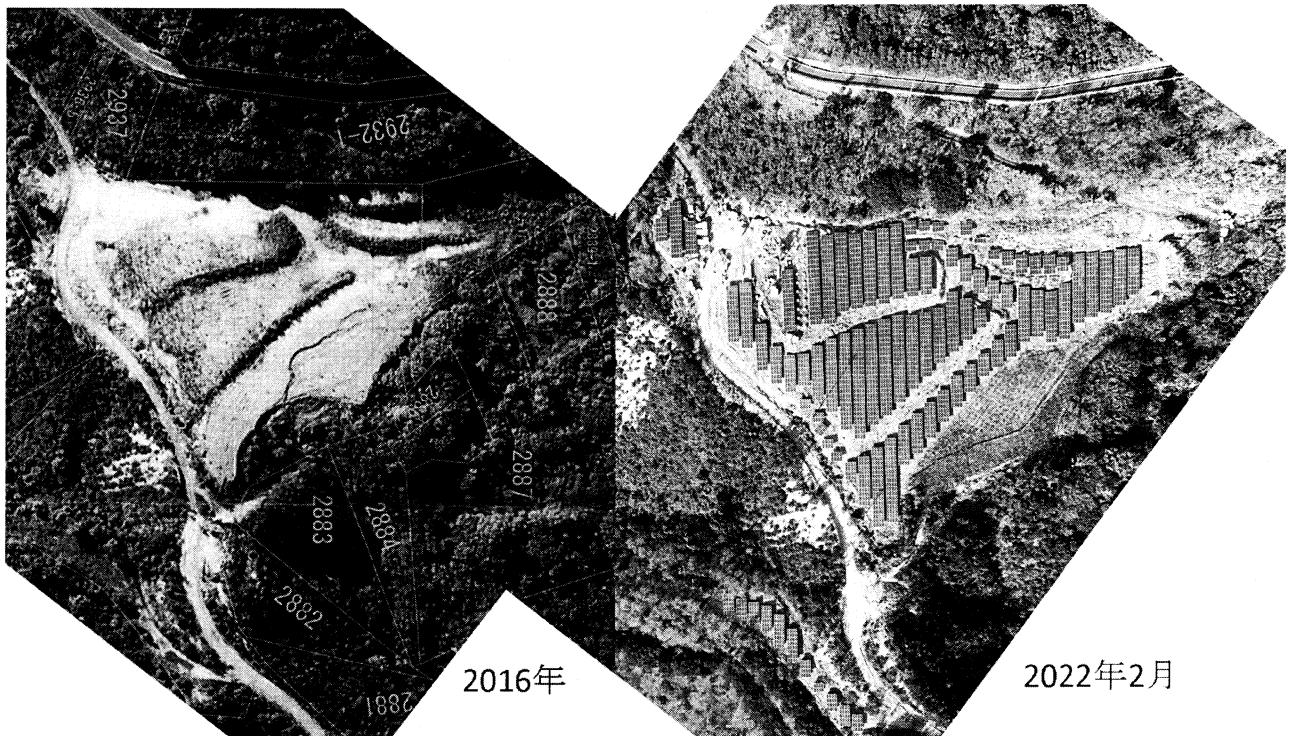
さらに、今度は完成した発電所を再び売ってしまった、建設した事業者は裁判から脱退して、購入者（(株)希刻）が裁判を引継ぐことになりました。

そうすると、この会社は発電所を違法と知りながら作った会社ではなく、その責任が問えません。その上、2年余りにわたって精力的に審理してきた裁判長が、人事異動で神戸地裁統括判事として転勤し、後任の裁判長に引き継がれました。

◆ 判 決

こうした訴訟経過の中で、当初電気事業法に対して「違法か合法か」だけが争点だった裁判が、双方の守るべき権利の大きさ「費用均衡」だけで判断されるという状態になり、「発電所の撤去」を求めるのは請求が過大であるとして棄却されました。

この訴訟は35ヶ月かかり、その間に「完成」し「転売」されたことが、棄却の最大の原因であると言えます。残念ながら控訴は断念せざるを得ないと判断しました。



航空写真でも地盤の亀裂がハッキリと見える

◆ 今 後 · · · ·

しかし、現時点でも違法だと考えられます。法律では当然発電中も合法状態を維持しなければならないと定められています。

違法な行為が行われても、作られ転売されれば問題を問えないということは大きな問題であり、全国で事故も相次いでいます。

また「他法令違反」は認可の取り消し要件とな

っていますが「転売」されるとこれも機能しません。これらは現行制度の課題であることから、FIT 法を所管する「高松経産局」、及び電気事業法を所管する「中四国産業保安監督部」に対しては、一連の経過を整理し事例報告します。

今後の制度改正に是非役立ててほしいと考えています。 (24.2.2)



・・・ 岡山市御津地区

西日本アチューマット産廃計画 許可取消請求 結審

さかのぼれば、産廃処分場計画地は 1994 年ごろ、ゴルフ場用地として買い漁られた山林である。バブル経済の崩壊でゴルフ場建設は白紙になり、産廃処分業者・西日本アチューマットに転売され、98 年、管理型産廃処分場計画が浮上した。

計画を知った御津地区住民は、「御津産廃反対同盟」を結成、地域ぐるみで反対運動を続けてきた。以来、すでに四半世紀になる。一度は最高裁で業者に対する「建設差止め」の判決を勝ち取った。しかし、岡山市は、市の許可が取消しとなる判決を恐れ、業者に許可申請を取り下げさせ、軽微な計

画変更で許可申請を再提出させ許可してしまった。

反対同盟は新たに岡山市を相手に許可取消を求める裁判闘争を強いられることになった。22 回の口頭弁論の末、1 月 29 日に第一審が終結した。

5 月 27 日(月)13:10 より、岡山地裁で第一審判決が下されることになった。

住民か岡山市か、いずれが勝訴でも、更に許可取消請求訴訟は続くことは必至である。許可権限者・岡山市はもとより、どの自治体にあっても、地域住民にこのような長期訴訟を強いること、あつて良いはずがない！ (24.1.30 松本宣崇)

辺野古埋立て設計変更の承認代執行を許さない！ デニー知事は、再度の埋立て承認撤回を！

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

「沖縄を再び戦場にさせない県民の会」の呼びかけで、11月23日開催された「県民平和大集会」には、県外からの参加も含め万を超す市民が参集し、あらためて県民の「辺野古基地建設反対」の強い意思が示されました。

しかし国は、外交による隣国との友好を進めず「台湾有事」を煽り、自衛隊の南西シフトを図り、石垣・宮古・うるま市などにミサイル基地の建設を強行しています。

沖縄県知事は、沖縄防衛局の大浦湾の軟弱地盤改良のための設計変更を「不承認」としてきました。もとより大浦湾は国際的にも貴重なそして豊かな生物多様性を高く評価されている海域です。

◆ 前代未聞の前例のない「代執行」

にもかかわらず国は、県知事が設計変更不承認ならば県知事に代わり国交大臣に承認させる「代執行」を求めて提訴しました。国の施策執行には自治体権限者の同意や承認が必要とされます。得られない場合、通常執行できないかあるいは自治体との協議で施策を変更するのが一般的です。国の別機関の大蔵が承認を代行、前例のない暴挙に出たのが、今回の「代執行訴訟」です。これでは地方分権も、国と地方は対等など「どこ吹く風」といわざるを得ません。しかも司法は中身について一切審議せず、一方的に国の主張を丸呑みにする、三権分立もあったものではありません。

◆ 司法は国の主張を丸のみ

事実2023年10月30日、代執行訴訟第1回口頭弁論が開かれましたが、双方の意見陳述をしただけで即日結審。不当にも福岡高裁那覇支部は12月20日、県知事の設計変更承認を違反とし、知事権限をはぐ奪し国交大臣の承認（代執行）を認める判決を下しました。そして、防衛省は本年1月10日から、大浦湾側で工事を強行しました。

◆ 埋立ては生物多様性保全に反する！

環瀬戸も加盟する「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」は11月24日、沖縄県知事に再度の埋立て承認撤回を検討するにあたり、**大浦湾・辺野古沖の埋立ては生物多様性の保全に関する新たな国際枠組みに反すること**を論点の軸に据える要請書を提出しました。更に沖縄県議会の本年2月議会に同じ内容の陳情を行ないました。

◆ 生物多様性国家戦略にも反する！

2022年12月、生物多様性条約第15回締約国会議が「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」という新たな世界目標に合意し、日本政府は23年3月、**新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」**を閣議決定しました。新戦略は、「今までどおりから脱却」し「経済、社会、政治、技術などすべてにおける横断的な社会変革」をめざし、「陸域・海域の30%以上を保護区にして守る」という高い目標を掲げています。

◆ 大浦湾はホープ・スポット（希望の海）

大浦湾は貴重な生物多様性を残し、2019年に日本初のホープ・スポット（希望の海）に認定されています。防衛省の環境影響評価書でも5,334種の生物が記載され、うち262種が絶滅危惧種です。

環境省が「**生物多様性の観点から重要度の高い海域**」（2016年4月22日、公表）として抽出した「沖縄島中北部沿岸」を構成する辺野古・大浦湾は海洋保護区として、後世に残すべき場です。これは新国家戦略を推進せねばならない日本政府の義務でもあるはずです。

沖縄県民の民意を、地方分権推進を全うし、そして生物多様性が極めて豊かな大浦湾を守るため、沖縄県が再度、埋立て工事承認撤回が必要です

以上から、私たちは知事が**再度の埋立て承認撤回に踏み切るよう、切に望みます。**

☆☆☆☆いんふおめいしょん☆☆☆☆

★ 環瀬戸内海会議第35回総会の予告 ★

環瀬戸第35回総会は7月6日（土）・7日（日）、山口県光市で開催予定です。中国電力が原発の使用済み核燃料中間貯蔵施設建設を計画する上関の視察も予定しています。開催要項の詳細は次号で案内します。あなたのスケジュール帳に日程を記入しておいて下さい。

★書籍・報告書を頒布します★

◆ 環瀬戸内海会議（編）

『瀬戸内海の水産・海洋生物と

環境の変化に関する調査報告書』 1,000円

『瀬戸内法50年シンポ in 豊島資料集』 500円

『瀬戸内法50年シンポ in 神戸資料集』 500円

◆ 讀岐田訓（監修）大阪湾シンポジウム（編）

『大阪湾の本』『大阪湾の本PartⅡ』 各500円

（会員の安藤眞一さんよりご恵贈頂きました）

お申込みは事務局まで
Tel・fax 086-243-2927

★ 各地からニュースや記事をお寄せ下さい！

会員のみなさんに知ってもらいたい各地の出来事（ニュース）や活動、イベントの宣伝などの原稿を募集します。

発行月の前月（1月・5月・8月）末までに、原稿をWORDなどでメール添付にてお送り下さい。紙面の都合上掲載出来ない場合もあります。

★ 事務局と一緒に活動しませんか

事務局は現在、事務局長・次長・事務局員の3人で活動しています。会計・名簿管理・ニュースの編集と発送などの仕事があります。その一端を担って下さる方がおられたらお申し出て下さい。

《各地から》

◎ 三原市本郷産廃許可取消請求行政訴訟控訴審第1回口頭弁論

3月 5日（火）14:00～ 広島高裁

◎ さよなら原発2024 関西アクション

3月 10日（日）14:00～ 大阪・中之島公園女性像前

◎ 岡山市御津産廃許可取消請求二つの訴訟

①エヌエス日進産廃 第23回口頭弁論

4月 24日（水）14:00～ 岡山地裁

②西日本アチューマット産廃 判決公判

5月 27日（月）13:10～ 岡山地裁

2024度会費のお願い

年会費（一口） 個人：4,000円
団体：10,000円

— 一口以上 何口でも可 —

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。2024年度の会費をすでに納めて頂いている方は振込用紙を破棄して下さい。

環瀬戸内海会議の活動は、主に会費とカンパで維持されています。皆様のご協力に感謝申し上げます。

発送費や紙代が値上がりしています。トラストニュースを多くの方に読んで頂くためにも、会費の納入にご協力下さい。

カンパも歓迎です！金額は問いません。

瀬戸内トラストニュース第82号 2024年2月10日／発行責任者 松本宣崇
環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悅子（愛媛県）携帯 090-3783-8332 湯浅 一郎（東京都）
Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
HP アドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>
会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで